

令和7年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和7年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約の基準額以下の調達を除く。)は45件、契約金額は585百万円であり、うち競争性のない随意契約は17件、契約金額は110百万円であった。

令和6年度と比較して全体の件数及び金額が減少しているのは、第5期中期計画期間の初年度である令和6年度において複数年度契約が多くあったことが主な要因である。

令和6年度と比較して競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、全体と同様に、令和6年度において複数年度契約(石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の業務(5年):3件、84百万円)があったことが主な要因である。

表1 令和7年度の調達全体像

(単位:件、百万円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争(総合評価を含む。)	(53.8%) 35	(54.8%) 442	(46.7%) 21	(43.2%) 253	(△40.0%) △14	(△42.8%) △189
企画競争・公募	(13.9%) 9	(23.5%) 189	(15.6%) 7	(37.9%) 222	(△22.2%) △2	(17.5%) 33
競争性のある契約(小計)	(67.7%) 44	(78.3%) 631	(62.2%) 28	(81.2%) 475	(△36.4%) △16	(△24.7%) △156
競争性のない随意契約	(32.3%) 21	(21.7%) 175	(37.8%) 17	(18.9%) 110	(△19.0%) △4	(△37.1%) △65
合 計	(100.0%) 65	(100.0%) 806	(100.0%) 45	(100.0%) 585	(△30.8%) △20	(△27.4%) △221

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

(注3) 少額随意契約の基準額以下の調達を除く。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は2件、契約金額は6百万円であった。

なお、令和6年度と比較して件数が減少しているのは、これまでの一者応札改善の取組の継続及び一部の案件における更なる取組の結果、一者応札が解消されたことが主な要因である。また、金額が減少しているのは、令和6年度において総合評価2件(環境NGO・NPO・公益法人等に係るオンラインデータベースの構築及びウェブコンテンツの改修業務:13百万円及び「地球環境基金便り」の企画・制作及びウェブコンテンツの制作業務:11百万円)があったことが主な要因である。

表2 令和7年度の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	(93.2%) 41	(92.9%) 26	(△36.6%) △15
	金額	(95.9%) 605	(98.7%) 469	(△22.5%) △136
1者	件数	(6.8%) 3	(7.1%) 2	(△33.3%) △1
	金額	(4.1%) 26	(1.3%) 6	(△76.9%) △20
合 計	件数	(100.0%) 44	(100.0%) 28	(△36.4%) △16
	金額	(100.0%) 631	(100.0%) 475	(△24.7%) △156

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

一者応札・応募に関する取組【実施割合:100%】

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取組を実施した。また、自主的な取組として、発生の都度、契約監視委員会へ報告し確認を受けた。一部の案件においては、契約手続の見直しを行うなど、調達等合理化への取組をさらに深化させ一者応札を解消した。

- ① 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

さらに、一部の案件については、以下の過年度における一者応札・応募の解消策を実施した。

- ④ 前向きな応札参加が見込める複数の業者への積極的なヒアリングの実施
- ⑤ 積極的な新規業者への声掛けの実施
- ⑥ 参加業者への配慮として、従前よりも公告開始から提案書提出までの期間を増やすことによる準備日数の確保
- ⑦ 総合評価の評価項目及び得点配分について、事業実施体制や関連する事業の実績に加え、調達内容に係る有効な提案により加点されるよう見直しを実施

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立【契約手続審査委員会による審査の件数:17件(全件)】

令和7年度に締結した随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点で事前に審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組【実施結果:少額随意契約の基準額等の改正に係る説明会(令和7年5月)、入札談合等関与行為防止法等に関する研修(令和7年7月)、契約事務マニュアル全面改訂版の作成(令和7年9月)】

少額随意契約の基準額等の見直し等に伴い、調達及び契約に関する規程の改正を随時実施した。また、令和6年度に開始した契約手続に係る運用変更等を踏まえ、初任者が理解しやすい手順等を詳細に説明するとともに、コンプライアンス遵守に係る内容を追加するなど、全面改訂した契約事務マニュアルを作成した。さらに、公正取引委員会から講師を招き、入札談合等関与行為防止法等に関する研修を実施した。

4. その他の調達事務における取組

(1) 入札参加機会拡大のための取組

- ① 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。
- ② 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等の回答を踏まえ、入札参加機会の拡大を図った。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和7年度においては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のため、機構の調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、当該推進企業(※)であることを総合評価及び企画競争(10件(全件))の評価加点項目として設定した。

(※)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(3) 適正かつ効率的な事務手続の推進

調達事務の適正性・透明性を確保しつつ、業務効率化による機構全体の事務時間の創出や業務の質の向上を目的として、令和6年度に開始した契約手続に係る運用変更について全工程を完了した。また、契約事務の課題解決を目的として、相手方の契約約款・利用規約等を活用した契約手続、応札予定者への入札説明書等の交付事務のシステム導入による自動化等を実施した。

最新の手順等については、契約事務マニュアルに反映するとともに、機構職員への契約事務に係る研修機会の提供等の充実を図り、更なる適正かつ効率的な事務手続を推進した。

(4) 「予算決算及び会計令」の改正に準じた規程の改正

少額随意契約の基準額等の見直しについて、職員の業務負担を早期に軽減する観点から、政府の「予算決算及び会計令」の改正と時宜を合わせて、令和7年度当初から、機構の規程において政府に準じた取扱いが可能となるよう改正を行った。規程の改正に当たっては、円滑な運用のために機構職員への説明会を合わせて実施した。

(5) 調達等合理化計画及び自己評価結果等の公表

令和7年度において、調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表した。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとした。

(6) 事務事故ゼロについて

近年、特に経理部門は、限られた人員体制下での業務及び新たな業務に係る契約件数の増加が重なる等、年間を通して繁忙状況が続いていた。令和7年度においても新規業務が追加されており、令和6年度に引き続き、契約件数が例年を上回る見通しであったことから、各種の事務効率化を図りつつ契約事務の適正性を確保したことによって、調達手続に関する事務事故ゼロを達成した。

(7) 調達事務に係る電子化の推進

理事長のリーダーシップの下、令和6年度に新たに立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと管理部門が連携し、適切に役職員の意思疎通を図りつつ、令和6年度中に実現した事業実施同等の電子決裁化について、より一層の事務の効率化や紙の使用量の更なる削減に向けて、運用上の課題解決のための改善を実施した。

(8) 優良事例の収集及び横展開の取組

従来以上に積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する機構内の優良事例の収集及び共有を行う仕組みを令和6年度下半期に引き続き運用し、優良事例について、半期に一度、理事会報告、機構内共有を実施した。

5. 自己評価の実施

令和7年度調達等合理化計画の実施状況は上記1～4に記載のとおりであり、それらを達成するため、限られた人員体制の中で中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施するとともに、効率的かつ効果的な調達事務を進められるよう、様々な業務改革に積極的に取り組んだ。

以上から、令和7年度における調達の合理化に十二分に取り組み、目標を超える成果を上げたことから、自己評価は「A」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会に令和7年度計画の実績及び自己評価(案)を報告した。

総括責任者	財務部担当理事
メンバー	総務部長 財務部長

(2) 契約監視委員会による審査

令和8年5月19日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和7年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

以上